

就労支援

佐世保ガイドブック

～書いてあること～

1；働き出す前に知っておきたいポイント！

今の自分、働く前のチェックしてみましょう！

2；「働き方を」を選択する 一般就労と福祉就労

～支援機関と支援制度～

3；福祉サービスを受けるには

～障害者手帳が必要なことがあります～

4；具体的な例を見てみましょう



佐世保市障がい福祉課

平成29年2月

平成31年1月改定

1、働きだす前に知っておきたいポイント！

あなたが**働きたい**と思っている**理由**はなんですか？

再確認することで**就労意欲**も**高ま**ります。



○**働きたい**……意欲を実現させるためには、**ピラミッドの土台**

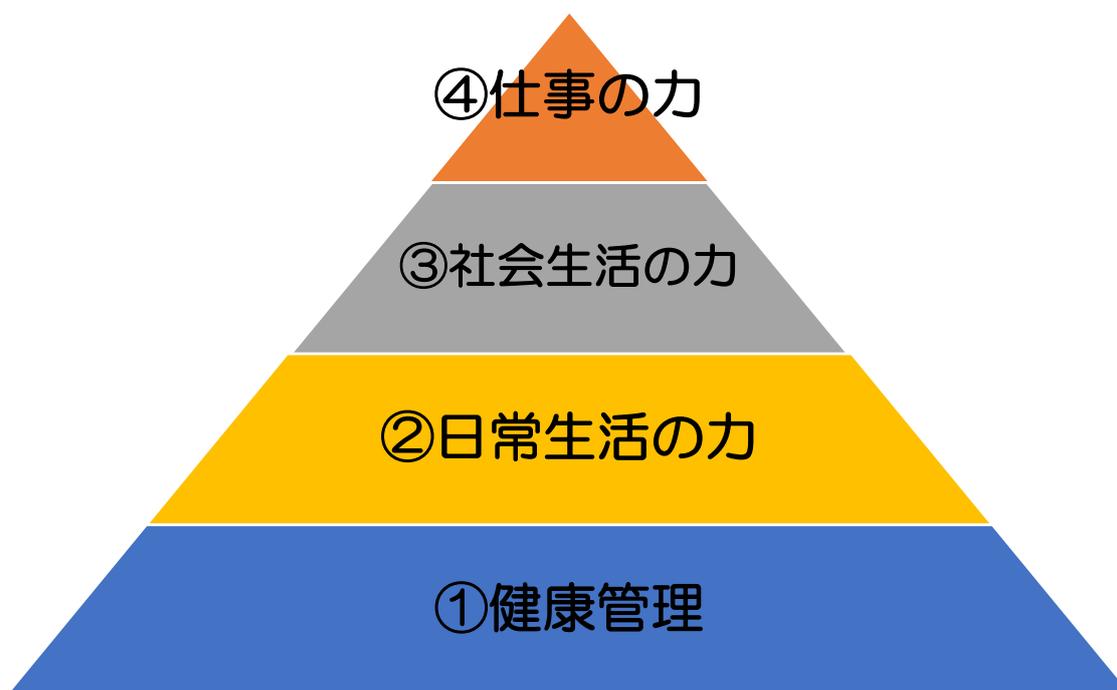
が安定していることが重要です。

○**自分の状態**……今の自分を知ること、**どんな働き方ができるのか考えることが出来**ます。

○**どんな働き方を**するのか……自分の障がい**を伝えて仕事をする方法と伝えずに仕事をする方法**があります。どちらにも**メリット・デメリット**があります。

働くために必要なスキルは大きく分けて**4つ**あります。

【就労ピラミッド】



それぞれの力の要素を記載していますので、自分に当てはまっているものにチェックをしてみましょう！チェックがたくさんつくと仕事の選択の幅が広がります。ピラミッドは土台が命です。病気の自己理解、服薬管理など土台作りから始めてみるのはいかがでしょうか？

また、「就職するため」だけでなく「働き続けるため」には、日常生活リズムが整っていることも大切です。

① 健康管理

- 定期的に受診している
- きちんと服薬できている
- 自分の病状・疾患特性がわかっている
- 自分の体調の変化に気づき、必要に応じて休むことができる
- 大体毎日3回食べ、栄養面に気を付けている



② 日常生活の力

- 決まった時間に就寝・起床できている
- 清潔な身なりができている
- 金銭管理ができる
- 趣味や楽しみがあり気分転換できている



③ 社会生活の力

- 状況に応じた挨拶、言葉使いができる
- 時間が守れる
- 疑問に思うことを自分から聞くことができる
- 困った時に相談ができる
- 自分が悪い時には謝罪ができる



④ 仕事の力

- 作業が一定時間持続できる
- 指示に従って報告・相談・連絡ができる
- 自分に適した労働時間がわかる
- 遅刻・欠席するときは必ず連絡をする



2、働き方を選択する 一般就労と福祉就労

働き方は大きく分けて、
一般就労と福祉就労があります



一般就労とは、障がい者の就労形態のひとつです。一般の企業等で、雇用契約に基づいて就業することをいいます。一般就労する際に考えなければいけないのは、障がいや病気を企業へ伝えるかどうかです。

オープン就労

▶▶▶ 自分の病気を企業側に伝えて就労すること。

クローズ就労

▶▶▶ 自分の病気を企業側へ伝えず、病気を隠して就労すること。

オープン就労とクローズ就労のメリット・デメリット

自分の病気や障がいを相手に伝えることを不安に感じる方もいます。

しかし、オープン就労のメリットはたくさんあり、そのメリットを知ることは大切です。

	オープン就労	クローズ就労
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○就労定着率が高い ○職場環境や配置、業務量など配慮が得られる ○支援・助成金制度が活用できる ○障がい者専用求人に応募できる ○病気を隠すストレスから解放される 	<ul style="list-style-type: none"> ○病気や障がいについて知られなくて済む ○応募できる求人が多くなる ○給料に差が付きにくい
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○病気について理解が得られない場合もある ○応募できる求人は限られる ○給料が低く設定されることもある 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労定着率が低い ○社内において配慮やサポートが得られない。 ○病気や障がいについて会社で相談できない

福祉的就労は、就労継続支援とも呼ばれ、その中に A、B 型の 2 種類があります。どちらも、経験を積んで一般就労を目指すのを目標としていますが、その内容は大きく違います。

A 型は、一般就労は困難でも、雇用契約に基づいて就労が可能である場合のことであり、最低賃金以上の給与が保証されています。一方 B 型は、雇用契約を結ばずに労働を行うという点があり、A 型と異なります。

また一般企業への就労を希望する 65 歳未満の方に、定められた、就労に関する必要な訓練を提供する就労移行支援があります。

なお、就労継続 A・B 型、就労移行支援事業所等の障がい福祉サービスを利用する場合は、**相談支援事業所による「サービス等利用計画」**が必要になります。

<p>工賃を貰いながら通所して生産的な活動を行う。</p> <p>就労継続支援 B 型</p> <p>就労の機会を得て、A 型・一般就労を目指す。利用者には工賃が支払われる。 15,295 円/月 (平成 28 年全国平均)</p>	<p>雇用契約を結び給料を貰いながら利用する。</p> <p>就労継続支援 A 型</p> <p>雇用契約に基づきながら一般就労を目指す。利用者には最低賃金以上が支払われる。70,720 円/月(平成 28 年全国平均)《非雇用型もあり》</p>	<p>一般就労に向けた訓練を受ける。</p> <p>就労移行支援</p> <p>一般企業への就労のために、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する。利用期間は 2 年。</p>
--	---	--

事業所を利用する場合は、
事前に見学することをお勧め
めします。



支援機関

ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワークの職業紹介窓口は、一般の窓口の他に、障がいのある方のために専門の職員、相談員を配置し、求人申し込みから就労後のアフターケアまで、一貫した職業紹介、就業指導等を行っている。

障害者職業センター

職業カウンセラーが配置されており、「職業評価」「職業準備支援」「職場適応指導」等を行う。また事業主に対しては障がい者の受け入れから雇用管理にかかる専門的な助言を行うとともに、障がい者および事業主の双方を支援するサービスとして「職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業」を行っている。

長崎県北地域障害者就業・生活支援センター（ナカボツ）

就業およびそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対して、センター窓口での相談や職場・家庭訪問を行っている。就職準備支援（職業準備訓練・職場実習のあっせん）、就職活動の支援、職場定着支援などを受けられる。

受けられる制度

障害者トライアル雇用

- ・原則3か月間の試用雇用を通じて、企業との間で相互理解を深め、お互いの不安を解消することで、継続雇用を目指す制度です（精神障がいの方については原則6か月、最大12か月まで利用可能）。
- ・ハローワークにて「障害者トライアル雇用求人」に応募することが必要。
- ・障害者短時間トライアル雇用は短時間（10～20時間以内/週）の試用雇用から始める制度。精神障がいや発達障がいなどで一定時間働くことが困難な方対象。

ジョブコーチ支援

「ジョブコーチ」とは「職場適応援助者」の別称で、障がい者が一般企業で就労するにあたり、障がい者・事業主および当該障がい者の家族に対して、職場適応に向けたきめ細かな人的支援を提供する専門職。障がい者が円滑に就労できるよう、職場内外の支援環境を整え、障がい者の雇用促進および職業の安定を図る。

3、福祉サービスを受けるには 障害者手帳が必要なことがあります



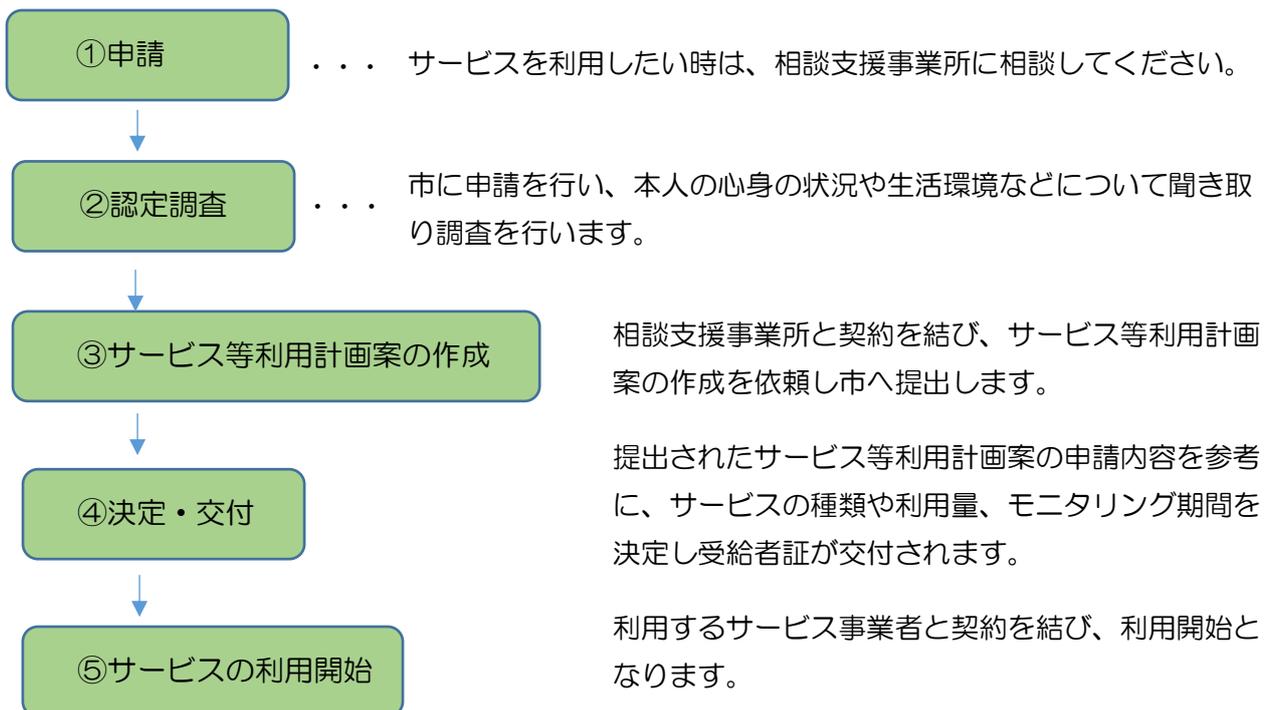
障害者手帳は

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
の3種類があります。

※精神障がい・難病については主治医の診断書で症状に応じた福祉サービスを受けることができます。

障がい福祉サービスの利用について

障がい福祉サービスを利用するためには、サービスの種類や利用量が定められた「受給者証」の交付手続きが必要です。



4. 具体的な例を見てみましょう

「病気により退職したが再就職をしたAさん」

40代のAさんは脳梗塞を発症して、車いす生活になりました。もともと配達業をしていたため元の会社には戻る事が出来ず、新しい仕事を探すことにしました。ハローワークに相談に行くと、一般就労の障害者雇用（オープン就労）を勧められ、手帳取得後、再就職を果たすことが出来ました。



「転職を繰り返しなかなか仕事が続かなかったBさん」

20代のBさんは高校卒業後、販売の仕事につきました。就職後、職場の人間関係がうまくいかず退職します。その後、いろいろなアルバイトを経験しますがやはり職場の人とコミュニケーションがうまくいきません。Bさんは新しいことを覚えることが苦手なうえに、周りに手助けを求めることが苦手でした。ストレスから体調を崩し精神病院を受診し、うつ状態との診断を受けました。病気を経験し、主治医とも相談して職場で仕事を覚える事と人間関係の構築にはお手伝いを受けながら仕事をする事を選択しました。



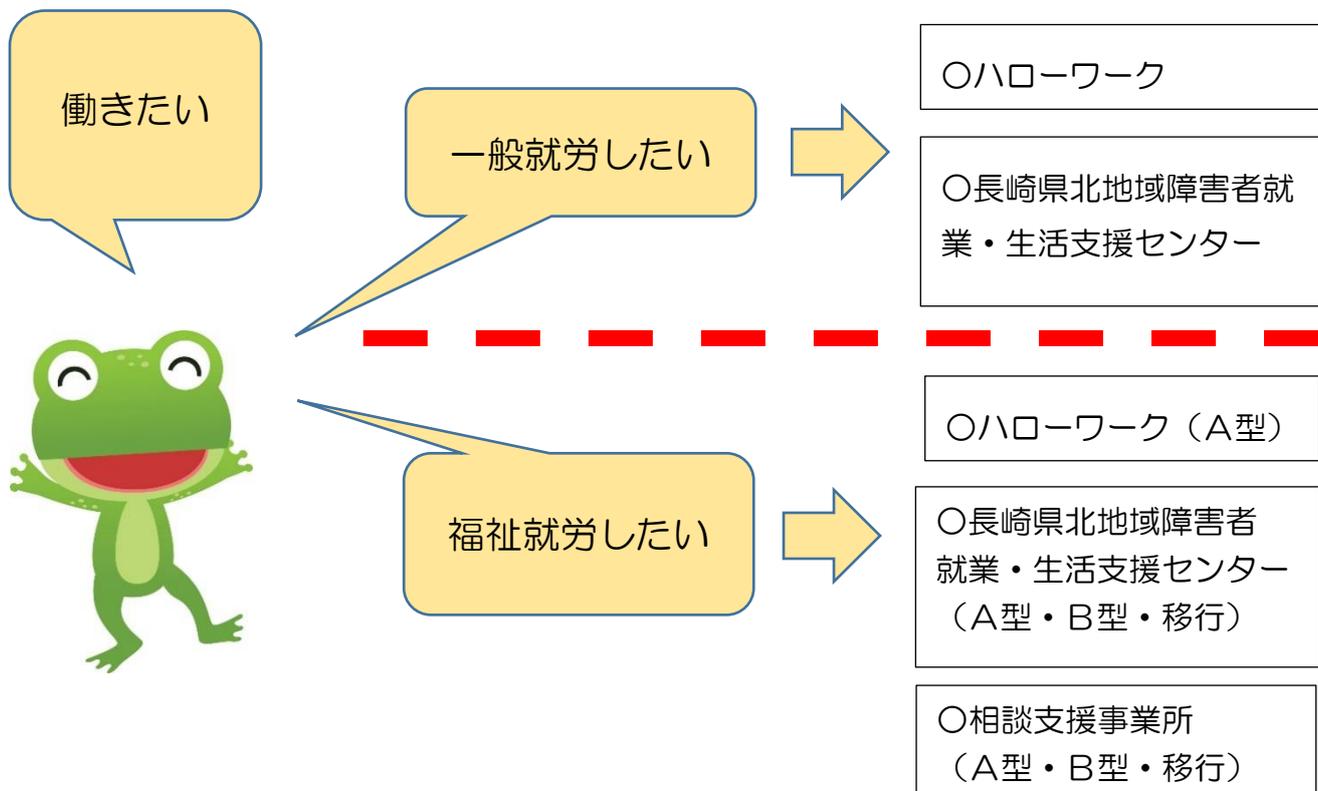
※ナカポツ・長崎県北地域障害者就業・生活支援センター

「就職することに不安なCさん」

通信制の高校を卒業しようとしているCさん。高校在学中に発達障がいの診断を受けました。障がいの特性からコミュニケーションが苦手で就職先での仕事内容だけでなく社会人として必要な対人スキルにも不安があります。就職に必要な面接なども苦手で、上手く自分の思いを言葉にできずイライラしていました。家族とも相談して、障がいを理解してもらい働くために必要な訓練などを受けてから就職する事を選択しました。



相談先フローチャート



佐世保市の働きたいを支援する就労支援機関

支援機関	住所	電話番号
ハローワーク佐世保 (公共職業安定所)	佐世保市稲荷町 2-30	34-8609 (代表) 88-2004 (直通)
ハローワーク江迎	佐世保市江迎町長坂 182-4	66-3131
長崎県北地域障害者就業・生活支援センター (ナカポツ)	佐世保市光町 1-35 「リアン」内	76-8225
長崎障害者職業センター	長崎市茂里町 3 番 26 号	095-844-3431

相談支援事業所・福祉的就労支援事業所については、障がい福祉課にお問い合わせください。

佐世保市障がい福祉課 0956-24-1111

